

山梨地方最低賃金審議会  
第2回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

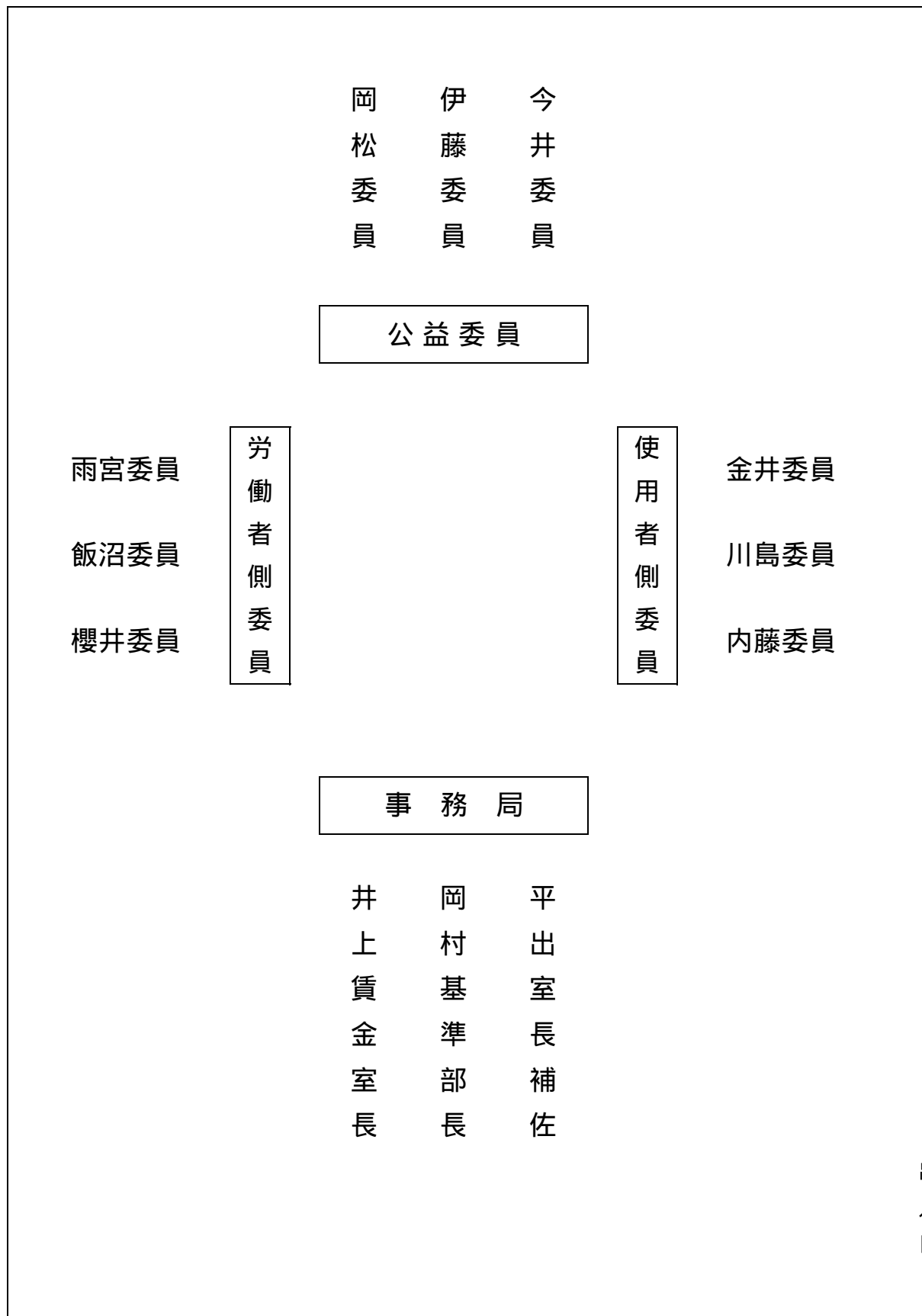
と き：令和4年10月6日  
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
  
- 2 議 事
  - (1) 改正審議
  - (2) その他
  
- 3 閉 会

第2回 山梨県自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会 配席表 (10/6)

山梨労働局 大会議室



山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第2回山梨県自動車・同附属品製造業専門部会)

令和4年10月6日



第2回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（10/6）  
配付資料目次

1	山梨県の労働市場の動き（令和4年8月分）	1
2	輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況	5



山梨労働局発表  
令和4年9月30日

## 山梨県の労働市場の動き（令和4年8月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は**1.44倍**で、前月に比べて0.01ポイント上昇。  
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.30倍**で、前月と同水準。  
○正社員有効求人倍率は**0.99倍**で、前年同月に比べて0.13ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は18,922人となり、前月に比べ0.3%(48人)増加し、有効求職者（同値）は13,185人で前月に比べ▲0.4%(49人)減少しました。（※2-1, 10-2参照）

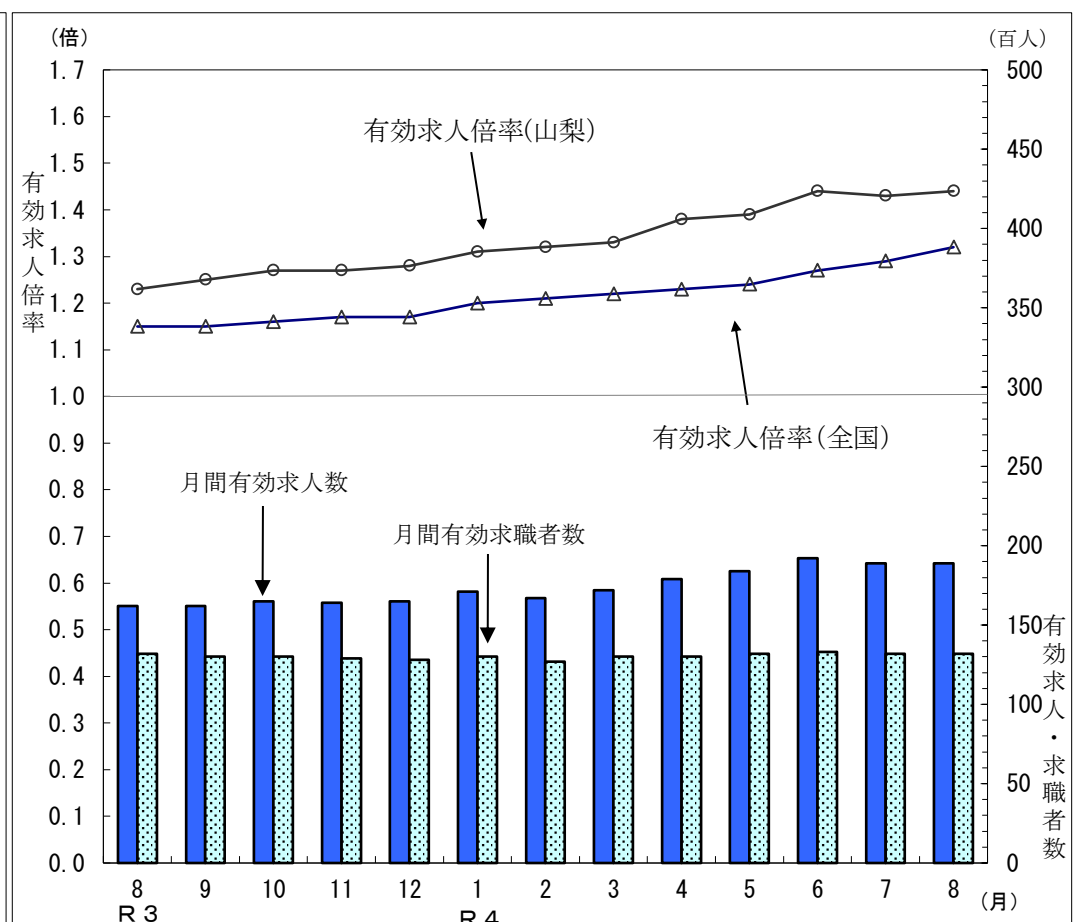
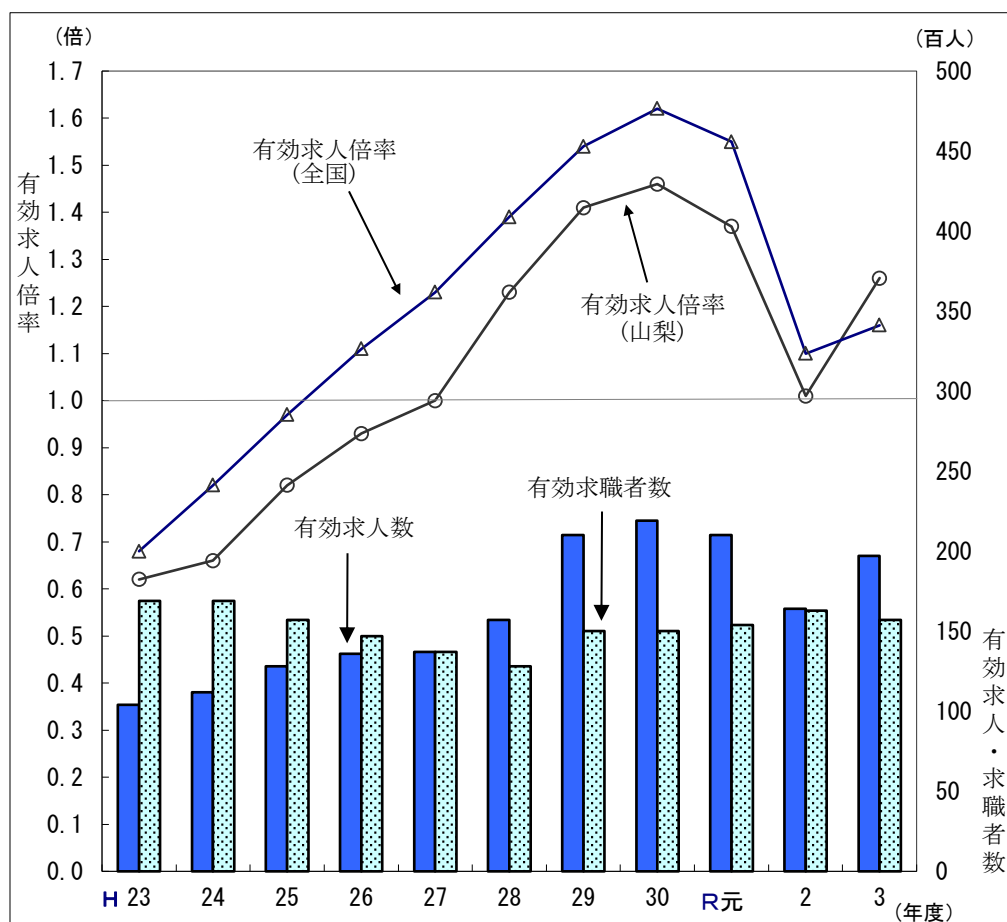
新規求人（原数値）は5,810人となり、前年同月と比較すると18.3%(897人)増加しました。

これを主な産業別でみると、建設業3.1%(15人)、製造業26.6%(226人)、情報通信業40.8%(20人)、運輸業, 郵便業19.0%(37人)、卸売業, 小売業49.7%(258人)、学術研究, 専門・技術サービス業1.4%(1人)、宿泊業, 飲食サービス業54.8%(159人)、生活関連サービス業, 娯楽業79.1%(125人)、医療, 福祉1.9%(21人)は増加となりました。一方、教育, 学習支援業▲2.3%(2人)、サービス業▲2.1%(17人)は減少しました。

（※3参照）

新規求職者（原数値）は2,725人となり、前年同月と比較すると3.5%(91人)増加しました。そのうちパートタイムは1,049人で10.9%(103人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は301人で▲1.6%(5人)減少し、自己都合離職者は1,040人で6.1%(60人)増加しました。

（※4参照）



有効求人倍率（年度平均）

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

有効求人倍率（季節調整値）

月	R3 8	9	10	11	12	R4 1	2	3	4	5	6	7	8
県	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44	1.43	1.44
全国	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。

2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。

4. ▲は減少である。

5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

## 一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。								
(P:ポイント)								
項 目	年 月	4年8月	4年7月 (前月)	3年8月 (前年同月)	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率(%)	差(人、P)	増減率(%)	差(人、P)
1	月間有効求職者数(人)	12,737	12,784	12,607	-	-	1.0	130
	季節調整値	13,185	13,234	13,151	▲ 0.4	▲ 49	-	-
2	新規求職申込件数(件)	2,725	2,530	2,634	-	-	3.5	91
	季節調整値	2,827	2,851	2,935	▲ 0.8	▲ 24	-	-
3	月間有効求人数(人)	18,180	18,402	15,624	-	-	16.4	2,556
	季節調整値	18,922	18,874	16,222	0.3	48	-	-
4	新規求人数(人)	5,810	6,193	4,913	-	-	18.3	897
	季節調整値	6,513	6,565	5,527	▲ 0.8	▲ 52	-	-
5	就職件数(件)	878	857	781	-	-	12.4	97
6	紹介件数(件)	2,634	2,555	2,822	-	-	▲ 6.7	▲ 188
7	有効求人倍率(3/1)(倍)	1.43	1.44	1.24	-	-	-	0.19
	季節調整値	1.44	1.43	1.23	-	0.01	-	-
8	新規求人倍率(4/2)(倍)	2.13	2.45	1.87	-	-	-	0.26
	季節調整値	2.30	2.30	1.88	-	0.00	-	-
9	就職率(%)	新規 (5/2*100) 32.2	33.9	29.7	-	-	-	2.5
10	充足率(%)	新規 (5/4*100) 15.1	13.8	15.9	-	-	-	▲ 0.8

※用語の説明

- 1欄、月間有効求職者数とは、  
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
  - 2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
  - 3欄、月間有効求人数とは、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
  - 4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数(採用予定人員)をいいます。
  - 5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
  - 9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数/新規求職申込件数×100」
  - 10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数/新規求人数×100」
- ※▲は減少である。



# 産業別新規求人数の推移

■令和4年8月の新規求人(原数値)は5,810人となり、前年同月比で見ると、18.3%(897人)増加となりました。  
 主な産業別で見ると、同比で建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉は増加となりました。一方、教育、学習支援業、サービス業は減少しました。  
 また、県内の主要産業である製造業においては同比 26.6%(226人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業 29.0%(49人)、金属製品製造業66.0%(33人)、はん用機械器具製造業62.9%(22人)、生産用機械器具製造業46.0%(29人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業53.8%(14人)、電気機械器具製造業2.9%(4人)、輸送用機械器具製造業45.2%(19人)は増加となりましたが、業務用機械器具製造業▲20.5%(9人)は減少となりました。

産業名	項目	人(全数) R4.8	前年同月数 ( R3.8 )	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01~04)		107	( 102 )	4.9	5
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)		4	( 1 )	300.0	3
D 建設業(06~08)		499	( 484 )	3.1	15
(06 総合工事業)		352	( 314 )	12.1	38
E 製造業(09~32)		1,075	( 849 )	26.6	226
09 食料品製造業		218	( 169 )	29.0	49
10 飲料・たばこ・飼料製造業		42	( 30 )	40.0	12
11 繊維工業		37	( 23 )	60.9	14
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		3	( 2 )	50.0	1
13 家具・装備品製造業		6	( 12 )	▲ 50.0	▲ 6
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		21	( 14 )	50.0	7
15 印刷・同関連業		19	( 5 )	280.0	14
16 化学工業		12	( 6 )	100.0	6
17 石油製品・石炭製品製造業		0	( 0 )	-	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		50	( 39 )	28.2	11
19 ゴム製品製造業		0	( 5 )	▲ 100.0	▲ 5
21 窯業・土石製品製造業		33	( 35 )	▲ 5.7	▲ 2
22 鉄鋼業		9	( 5 )	80.0	4
23 非鉄金属製造業		14	( 16 )	▲ 12.5	▲ 2
24 金属製品製造業		83	( 50 )	66.0	33
25 はん用機械器具製造業		57	( 35 )	62.9	22
26 生産用機械器具製造業		92	( 63 )	46.0	29
27 業務用機械器具製造業		35	( 44 )	▲ 20.5	▲ 9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		40	( 26 )	53.8	14
29 電気機械器具製造業		144	( 140 )	2.9	4
30 情報通信機械器具製造業		30	( 39 )	▲ 23.1	▲ 9
31 輸送用機械器具製造業		61	( 42 )	45.2	19
20,32 その他の製造業		69	( 49 )	40.8	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)		5	( 0 )	-	5
G 情報通信業(37~41)		69	( 49 )	40.8	20
H 運輸業,郵便業(42~49)		232	( 195 )	19.0	37
I 卸売業,小売業(50~61)		777	( 519 )	49.7	258
J 金融業,保険業(62~67)		18	( 30 )	▲ 40.0	▲ 12
K 不動産業,物品賃貸業(68~70)		54	( 29 )	86.2	25
L 学術研究,専門・技術サービス業(71~74)		71	( 70 )	1.4	1
M 宿泊業,飲食サービス業(75~77)		449	( 290 )	54.8	159
N 生活関連サービス業,娯楽業(78~80)		283	( 158 )	79.1	125
O 教育,学習支援業(81,82)		86	( 88 )	▲ 2.3	▲ 2
P 医療,福祉(83~85)		1,142	( 1,121 )	1.9	21
Q 複合サービス事業(86,87)		52	( 23 )	126.1	29
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)		780	( 797 )	▲ 2.1	▲ 17
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)		107	( 108 )	▲ 0.9	▲ 1
合計		5,810	( 4,913 )	18.3	897
29人以下		3,602	( 2,979 )	20.9	623
30~99人		1,461	( 1,189 )	22.9	272
100~299人		531	( 546 )	▲ 2.7	▲ 15
300~499人		86	( 108 )	▲ 20.4	▲ 22
500~999人		73	( 46 )	58.7	27
1,000人以上		57	( 45 )	26.7	12

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。  
 ② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。  
 ③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況を見ると、29人以下(62.0%)、30~99人(25.1%)、100~299人(9.1%)、300~499人(1.5%)、500~999人(1.3%)、1,000人以上(1.0%)です。

# 企 業 整 備 状 況

令和4年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項 目	合 計				内 訳				規 模 別(件数)				中 高 年 齢 者 数	
	件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人 員 整 理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上		
					件数	人 員	件数	人 員						
平成27年度	50 (	4.2 )	968 (	▲ 43.1 )	37	490	13	478	27	15	8	0	486	
平成28年度	30 (	▲ 40.0 )	497 (	▲ 48.7 )	26	366	4	131	19	7	3	1	256	
平成29年度	27 (	▲ 10.0 )	767 (	54.3 )	24	574	3	193	17	5	3	2	520	
平成30年度	23 (	▲ 14.8 )	446 (	▲ 41.9 )	19	394	4	52	10	8	3	2	276	
令和元年度	36 (	56.5 )	494 (	10.8 )	34	458	2	36	29	5	2	0	340	
令和2年度	74 (	105.6 )	1163 (	135.4 )	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795	
令和3年度	31 (	▲ 58.1 )	475 (	▲ 59.2 )	28	430	3	45	19	8	3	1	309	
令和4年度	14 (	▲ 54.8 )	182 (	▲ 61.7 )	13	165	1	17	9	3	2	0	98	
令 和 3 年 度	4月	2 (	▲ 66.7 )	21 (	▲ 86.8 )	2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (	▲ 88.2 )	26 (	▲ 86.9 )	2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (	▲ 66.7 )	60 (	▲ 53.1 )	2	49	1	11	2	0	1	0	50
	7月	3 (	▲ 40.0 )	36 (	▲ 41.0 )	2	22	1	14	2	1	0	0	22
	8月	3 (	0.0 )	35 (	9.4 )	3	35	0	0	2	0	0	1	29
	9月	4 (	▲ 20.0 )	42 (	▲ 52.3 )	3	22	1	20	2	2	0	0	28
	10月	2 (	▲ 66.7 )	16 (	▲ 83.5 )	2	16	0	0	2	0	0	0	15
	11月	5 (	▲ 16.7 )	91 (	▲ 37.2 )	5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (	▲ 33.3 )	25 (	▲ 7.4 )	2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (	- )	0 (	- )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (	▲ 50.0 )	110 (	▲ 14.7 )	4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (	▲ 66.7 )	13 (	▲ 61.8 )	1	13	0	0	0	1	0	0	10
令 和 4 年 度	4月	3 (	50.0 )	26 (	23.8 )	3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (	▲ 50.0 )	7 (	▲ 73.1 )	1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (	33.3 )	78 (	30.0 )	4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1 (	▲ 66.7 )	8 (	▲ 77.8 )	1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5 (	66.7 )	63 (	80.0 )	4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (	- )	0 (	- )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (	▲ 100.0 )	0 (	▲ 100.0 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。  
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。  
※令和4年度の数値は、令和5年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和3年度との比較。  
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は2件(66.7%)増加、企業整備人員は28人(80.0%)増加となりました。  
企業整備人員63人のうち、男性が32人(50.8%)、女性が31人(49.2%)です。  
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は27人(42.9%)です。

輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和4年度)

自動車	ランク	都道府県	地域別最低賃金(R04)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R04)							
			時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)(B)	引上率(%)	現行額(円)	改正額(円)	格差(兵庫=100)	引上額(円)(A)	引上率(%)	部会結審日	地賃の引上額との差(A-B)	02-03の引上げ額
	A	東京	1,072	100.0	31	2.98	-	-	-	-	-		-	-
	A	神奈川	1,071	99.9	31	2.98	-	-	-	-	-		-	-
自	A	大阪	1,023	95.4	31	3.13	998							+28
	A	愛知	986	92.0	31	3.25	976							+19
	A	埼玉	987	92.1	31	3.24	990	1,013	98.0	+23	2.3	R4/09/27	-8	+24
	A	千葉	984	91.8	31	3.25	-	-	-	-	-		-	-
	B	京都	968	90.3	31	3.31	968							+21
	B	兵庫	960	89.6	32	3.45	1,002	1,034	100.0	+32	3.2	R4/09/20	±0	+24
	B	静岡	944	88.1	31	3.40	970							+19
	B	滋賀	927	86.5	31	3.46	957							+21
	B	茨城	911	85.0	32	3.64	-	-	-	-	-		-	-
自	B	栃木	913	85.2	31	3.51	947							+27
自	B	広島	930	86.8	31	3.45	938							+23
	B	長野	908	84.7	31	3.53	927							+22
	B	富山	908	84.7	31	3.53	934							+22
	B	三重	933	87.0	31	3.44	962							+20
自	B	山梨	898	83.8	32	3.70	938							+19
	C	群馬	895	83.5	30	3.47	935							+25
自	C	岡山	892	83.2	30	3.48	936							+15
	C	石川	891	83.1	30	3.48	946							+24
	C	香川	878	81.9	30	3.54	980							+24
	C	奈良	896	83.6	30	3.46	-	-	-	-	-		-	-
	C	宮城	883	82.4	30	3.52	-	-	-	-	-		-	-
	C	福岡	900	84.0	30	3.45	957							+13
	C	山口	888	82.8	31	3.62	965							+28
自	C	岐阜	910	84.9	30	3.41	951							+19
	C	福井	888	82.8	30	3.50	-	-	-	-	-		-	-
	C	和歌山	889	82.9	30	3.49	-	-	-	-	-		-	-
	C	北海道	920	85.8	31	3.49	917							+28
	C	新潟	890	83.0	31	3.61	-	-	-	-	-		-	-
	C	徳島	855	79.8	31	3.76	-	-	-	-	-		-	-
	D	福島	858	80.0	30	3.62	890							+20
	D	大分	854	79.7	32	3.89	894							+12
自	D	山形	854	79.7	32	3.89	888							+27
	D	愛媛	853	79.6	32	3.90	962							+24
自	D	島根	857	79.9	33	4.00	919							+32
	D	鳥取	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-		-	-
	D	熊本	853	79.6	32	3.90	902							+14
	D	長崎	853	79.6	32	3.90	875							±0
	D	高知	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-		-	-
	D	岩手	854	79.7	33	4.02	-	-	-	-	-		-	-
	D	鹿児島	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-		-	-
	D	佐賀	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-		-	-
	D	青森	853	79.6	31	3.77	-	-	-	-	-		-	-
自	D	秋田	853	79.6	31	3.77	907	938	90.7	+31	3.4	R4/09/28	±0	+30
	D	宮崎	853	79.6	32	3.90	-	-	-	-	-		-	-
	D	沖縄	853	79.6	33	4.02	-	-	-	-	-		-	-

自動車専門部会委員 各位

労働側委員

特定最低賃金（自動車）の引上げ額について

## 最低賃金の推移

	2016年 H28年	2017年 H29年	2018年 H30年	2019年 R1年	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年
金額(円)	857	875	896	918	919	938	938
引上額(円)	14	18	21	22	1	19	〇〇
引上率(%)	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	20.7	〇〇〇

## 引上げ額の考え方

- ① 組織労働者と未組織労働者の格差是正を図るため、県内組合の賃金上昇と同等以上が必要。
- ② 地域別最低賃金を上回る金額水準（優位性）を確保する。（JCMの方針より）
- ③ 食料品を筆頭に著しい物価上昇を見込む必要がある。
- ④ 早期に時給1,000円以上の到達を目指すため賃金の引上げを継続する。

## 引上げ額について試算

- ① 県内地場組合の春闘結果をベースにした場合  
規模計（18組合） 引上げ額：6,234円 時給換算：35.9円 上昇率：2.32%  
<時給は1ヶ月の平均法定労働時間数173.8h/月で換算>  
⇒金額ベースの引上げ額 36円
- ② 地域別（山梨県）最低賃金の引上げ額（率）をベースにした場合  
引上げ額：32円 上昇率：3.70%  
⇒上昇率ベースの引上げ額  $938円 \times 3.70\% = 34.706円$  35円

## 提示額について

2022年の自動車・同附属品製造業の提示額は35円（973円）とする。

- ① 組織労働者と未組織労働者の格差是正を図るべく、地賃の引上げ額と同率とした。
- ② 特定最低賃金の優位性を確保する。
- ③ 山梨県のアルバイトの時給は平均1,050円（タウンワークのHPより）

<https://townwork.net/yamanashi/jikyuu/>

組織労働者は労使交渉（春闘）により賃金は上昇した、引上げがなされなければ未組織労働者との格差を改善されないため、地方最低賃金の引上げ率と同率で換算した金額を提示する。

山梨県内のアルバイトの時給は平均1,050円であり、実態との乖離があるため乖離幅を縮小するためにも上記の金額を引上げする。

以上